

大阪市立図書館資料利用規程第9条の中央図書館館外利用の制限の範囲に関する内規

制 定 昭 53. 4.21

最近改正 平 26. 2.28

1 貴重書

- (1) 稀観本
- (2) 限定本
- (3) その他入手が困難なもの

2 館長が指定する資料

- (1) 新聞、新聞縮刷版
- (2) 電話帳
- (3) 官報
- (4) 加除式資料
- (5) 雑誌、ただし、次の資料はこの限りでない。

ポピュラー雑誌コーナー、こどもの本コーナー、ヤングコーナー、外国資料コーナーの雑誌のうち最新号を除くもの

- (6) 紀要
- (7) 次のロケーションに配架する資料

1 大阪コーナー及び開架書庫、ただし、同一資料が複数ある場合の2冊目以降のものはこの限りでない。

2 地図コーナー

3 調査相談コーナー及び開架書庫

4 進路資格コーナー

- (8) 調査相談業務用資料
- (9) 高額資料
- (10) 出版から一定期間を経た入手困難なもの
- (11) 資料の形態上、損耗及び散逸のおそれのあるもの
- (12) 閲覧制限資料
- (13) その他、館の業務遂行上に支障を及ぼすとみられる資料

附 則

この内規は、昭和53年4月21日から施行する。

附 則 (平26.2.28)

この改正内規は平成26年2月28日から施行する。